

## シニアライフローン（（社）しんきん保証基金付）

一関信用金庫  
令和5年4月1日現在

1. 商 品 名	シニアライフローン（（社）しんきん保証基金付）
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込時年齢が満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方</li> <li>・ 当金庫の会員又は当金庫の会員となれる方 （当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、又は当金庫の営業地域内にある事業所に勤務する方）</li> <li>・ 社）しんきん保証基金の保証を受けられる安定継続した収入のある方</li> <li>・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方</li> <li>・ 国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の者で、当金庫に年金受取口座を有している方、または自信用金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした方</li> <li>・ 年金担保借入がない方</li> </ul>
3. お 使 い み ち	<p>1. 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする資金</p> <p>2. 申込人が1.を用途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローン(切替プランを除く)の借換え資金（借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む） ※1.と合わせた申込みに限る</p> <p>【対象外となる資金用途】</p> <p>1. 株式取得資金・自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含む</p> <p>2. 投機的な性格の資金・ギャンブル等に用いられる資金も含む</p> <p>3. 税金支払資金・例外として、自信用金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とする</p> <p>4. 転貸資金・申込人から第三者への転貸資金</p> <p>5. 旧債返済資金・上記2.に該当するものは除く</p>
4. ご融資限度額	・ 100万円以内（1万円以上1万円単位）
5. ご利用期間	・ 3か月以上10年以内
6. ご融資利率	・ 当金庫所定の利率によります（金利については窓口でお問い合わせください） （尚、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります）
7. ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隔月元金均等・元利均等割賦返済(約定返済日は偶数月15日)</li> <li>・ 毎月元金均等・元利均等割賦返済も可(約定返済日は毎月15日)</li> <li>※元金返済据置期間は6か月以内、6か月ごとの増額(ボーナス)返済併用は不可</li> </ul>
8. 担保・保証人	・ （社）しんきん保証基金が保証いたしますので必要ありません
9. 保証料	・ 保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています
10. 手数料等	・ 一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円（税込）がかかります 約定返済額を変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円（税込）がかかります 詳しくは窓口でお問い合わせください
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
12. その他	・ お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください